



これでいいの？法廷内の手錠・腰縄

～憲法・国際人権法から考える～

1 刑事法廷内での手錠・腰縄使用に慣れてしまった法曹

現在、勾留されている被疑者・被告人は、原則として、手錠・腰縄を施された姿で刑事法廷に入廷し、退廷します。私たち弁護士は、その光景を初めて目の当たりにしたときには、少なからず衝撃を受けたはずです。公道や報道の場において、手錠・腰縄は隠され、手錠・腰縄姿が晒されることはないからです。しかしながら、今では、多くの弁護士が当たり前の光景として捉えているのではないのでしょうか。私たち法曹は、被疑者・被告人の手錠・腰縄を施された姿が法廷内において人前で晒されていることに、あまりにも鈍感になりすぎているのではないのでしょうか。

2 刑事法廷内での手錠・腰縄と人権

手錠・腰縄が施された自分の姿が人前で晒されることに抵抗を感じない人はほとんどいません。これまでの裁判においても、手錠・腰縄姿が晒されないことは人格的利益の一つとして認められてきました。また、刑事法廷内で手錠・腰縄姿が晒されることは、無罪推定の原則や防御権行使、対等当事者の地位、予断排除の原則等との関係でも重大な問題をはらんでいます。

刑事法廷内において、手錠・腰縄を施されて入退廷することが、被疑者・被告人の基本的な人権・人格的利益を侵害することについて、憲法と国際人権法の観点から掘り下げて考えます。

3 国際人権法から見た問題点

日本国内においては、国際水準に満たない人権状況が長期間改善されない事例があります。本問題もそのうちの一つです。各種の国際人権条約は憲法に次いで法律に優先する地位があるにもかかわらず、これまで司法及び行政において十分に顧みられてきませんでした。そのため、これまでも繰り返し国際機関から、司法、行政等における国際人権条約の研修の必要性が指摘されています。

国際人権法から見ると、日本の人権状況には問題があるといわざるを得ません。私たち法曹を含めた司法及び行政が国際人権条約の解釈及び効力について正しく理解することは、本問題のみならず、日本における各種の人権問題の解決に直結してい

ます。

そこで、本問題を通して、国際人権法が日本において果たすべき役割を確認した上で、国際人権法から見た日本の人権状況を考察しつつ、国際人権条約の浸透がどのように可能かについて考えます。

4 日本以外の先進国ではほとんど見られないこと

日本では、弁護人や被疑者・被告人側からの手錠・腰縄に関する申入れ自体が低調であり、申入れをした場合でも、裁判所が何らかの対応をとることはほとんどありません。

この点、韓国は、歴史的経緯から日本とほぼ同じ刑事訴訟法の規定を有していますが、手錠・腰縄を入退廷時に用いることはありません。

また、EU諸国では、2016年に法的拘束力を有するEU資格指令が採択され、法廷における拘束具の使用によって被疑者・被告人が有罪であると受け取られないようにするための適当な措置をとることが要請され、法律や規則の改正が進みました。

韓国同様、イギリス、アイルランドでは、日本のように被疑者・被告人に拘束具を施したまま入退廷させる運用を行っていません。

5 改善に向けて

日本においても、刑事被収容者処遇法制定時の附帯決議では、拘禁されている被告人が法廷に出廷する際に手錠・腰縄を使用しないことについて検討することが要請されましたが、運用が見直されるには至っていません。運用の見直しには、EU諸国のように一定の法改正が必要とも思われます。また、諸外国と日本の運用の違いについて、市民や公務員の共有する人権認識の問題も指摘し得ます。

本シンポジウムでは、刑事法廷内の手錠・腰縄使用の問題について多角的に検討し、現在の運用を抜本的に見直す方策について皆様と御一緒に考えたいと思います。